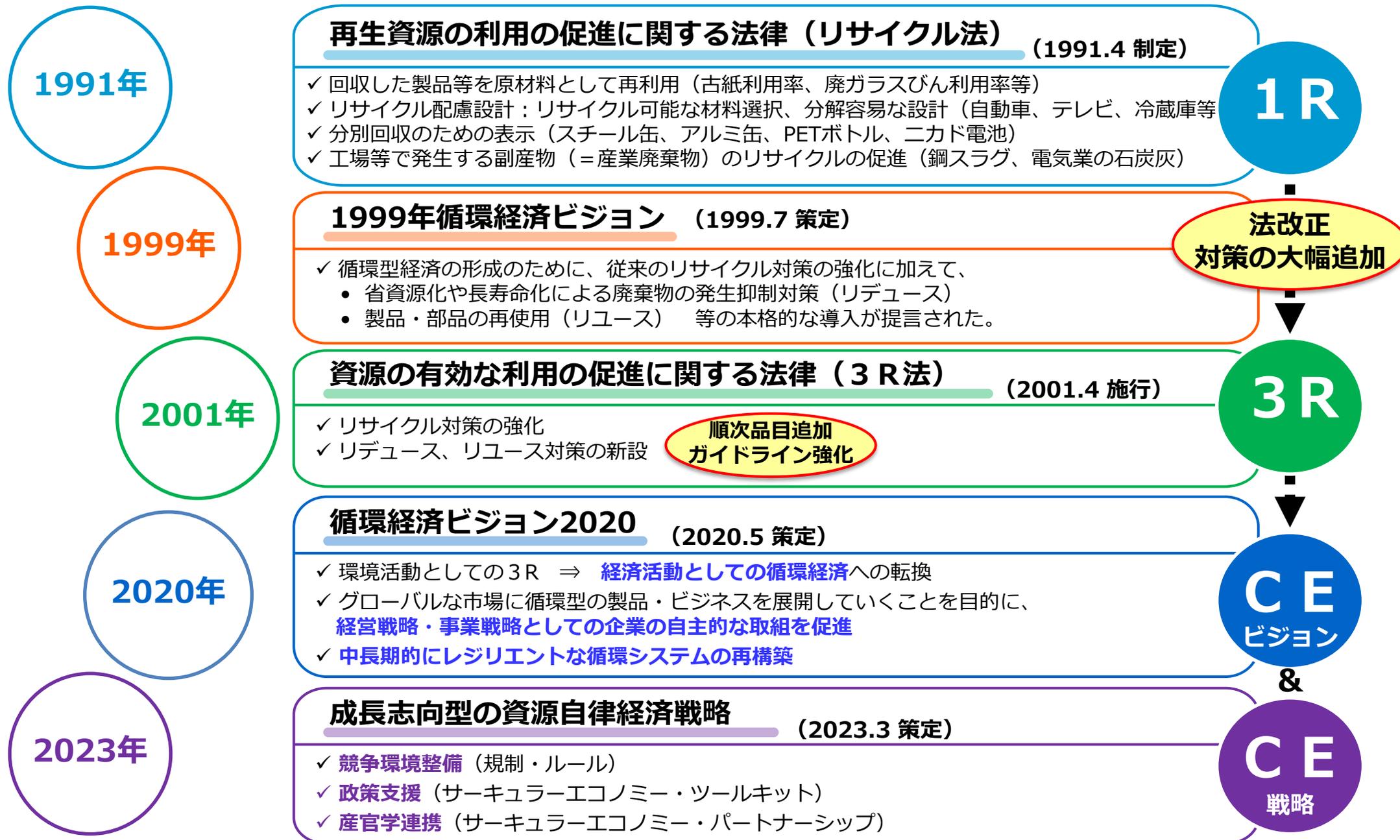


# 資源の有効な利用の促進に関する法律の 一部を改正する法律について

令和7年8月

経済産業省 GXグループ 資源循環経済課

# 資源循環経済政策の変遷 (1R → 3R → CE)



# 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び 資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要

※脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源法）

## 背景・法律の概要

- ✓ **2023年度成立の「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づき**、我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立（GX）を実現するための施策として、**成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を進めているところ。**
- ✓ 脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、（1）**排出量取引制度の法定化**、（2）**資源循環強化のための制度の新設**、（3）**化石燃料賦課金の徴収に係る措置の具体化**、（4）**GX分野への財政支援の整備**を行う。

### （1）排出量取引制度（GX推進法）

- ① **一定の排出規模以上の事業者の参加義務づけ**
  - 二酸化炭素の直接排出量が**一定規模（10万トン）以上の事業者の参加義務化。**
- ② **排出枠の無償割当て（全量無償割当）**
  - トランジション期にある事業者の状況を踏まえ、**業種特性も考慮した政府指針**に基づき排出枠を無償割当。割当てに当たっては、**製造拠点の国外移転リスク**、GX関連の研究開発の実施状況、**設備の新増設・廃止等の事項も一定の範囲で勘案。**
  - 割り当てられた排出枠を実際の排出量が超過した事業者は排出枠の調達が必要。排出削減が進み余剰が生まれた事業者は排出枠の売却・繰越しを可能とする。
- ③ **排出枠取引市場**
  - 排出枠取引の**円滑化と適正な価格形成**のため、GX推進機構が**排出枠取引市場**を運営。
  - 金融機関・商社等の**制度対象者以外の事業者も**一定の基準を満たせば**取引市場への参加を可能とする。**
- ④ **価格安定化措置**
  - 事業者の投資判断のための**予見可能性の向上と国民経済への過度な影響の防止等**のため、排出枠の**上下限価格を設定。**
  - **価格高騰時には**、事業者が**一定価格を支払うことで償却したもののみならず措置を導入。**
  - **価格低迷時には**、GX推進機構による**排出枠の買支え等**で対応。
- ⑤ **移行計画の策定**
  - **対象事業者に対して**、**中長期の排出削減目標や、その達成のための取組を記載した計画の策定・提出を求め。**

※排出量取引制度を基礎として、2033年度より特定事業者負担金の徴収を開始する。

### （2）資源循環の強化（資源法・GX推進法）

- ① **再生資源の利用義務化**
  - 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、**再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付け。**
  - GX推進機構は、当該計画の作成に関し、必要な助言を実施。
- ② **環境配慮設計の促進**
  - 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、**特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。**
  - **認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。**
- ③ **GXに必要な原材料等の再資源化の促進**
  - 高い回収目標等を掲げて**認定を受けたメーカー等**に対し**廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）**を講じ、**回収・再資源化のインセンティブを付与。**
- ④ **CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進**
  - シェアリング等の**CEコマース事業者の類型を新たに位置づけ**、当該事業者に対し**資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。**

### （3）化石燃料賦課金の徴収（GX推進法）

- 2028年度より開始する**化石燃料賦課金の執行のために必要な支払期限・滞納処分・国内で使用しない燃料への減免等の技術的事項を整備する。**

### （4）財政支援（GX推進法）

- 脱炭素成長型経済構造移行債の発行収入により、**戦略税制のうち、GX分野の物資に係る税額控除に伴う一般会計の減収補填**をする。

# 資源有効利用促進法（資源法）改正のポイント

## ① 再生資源の利用計画策定・定期報告（指定脱炭素化再生資源利用促進製品）

- 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を求める。

## ② 環境配慮設計の促進（資源有効利用・脱炭素化促進設計指針）

- 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。
- 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。

## ③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進（指定再資源化製品）

- 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。

## ④ CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

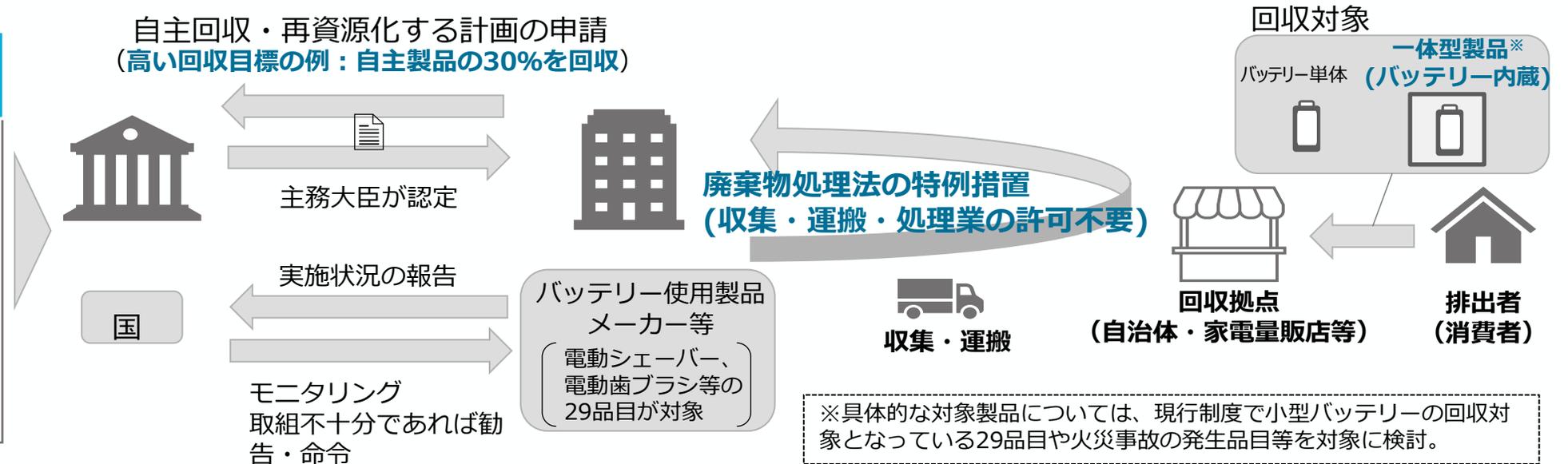
- シェアリング等のCEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。

# GXに必要な原材料等の再資源化の促進

- 現行法では、小型バッテリーやその使用製品（29品目）のメーカー等に、小型バッテリーの回収・再資源化を義務付けている。
- ただし、①回収スキームが十分に構築されていない（広域回収には個別の自治体許可が必要）、②小型バッテリーの取り外しができない一体型製品が増えている、③消費者も小型バッテリーを分別すべきと認識しにくいこと等から、**回収率が低い**。
- また、リサイクル現場で小型バッテリーが原因の発火事故が増加、**回収率向上の要請**が強まっている。
- このため、**高い回収目標等**を掲げ、**認定を受けたメーカー等には廃棄物処理法の特例**（適正処理の遵守を前提として業許可不要）**を講じ、回収・再資源化を促進**する。

**メーカー等による  
小型バッテリー回収の課題**

1. 広域回収には個別自治体許可が必要
2. 小型バッテリー取り外し不可の一体型製品の増加
3. 消費者が小型バッテリーを分別すべきと認識しにくい



# 課題及び指定再資源化製品について

- リサイクル・廃棄物処理現場における小型リチウム蓄電池の発煙・発火事故増加による回収促進が喫緊の課題。資源循環と安全性の両立を図るため、発火リスクの高い製品（指定再資源化製品）を早急に新たに指定し、メーカー等による回収率の向上を図る必要。
- ※**指定再資源化製品**：製造事業者及び輸入販売事業者が、自主回収・再資源化を促進することが特に必要と政令で定められた製品。密閉形蓄電池を部品として使用する製品の製造事業者及び輸入事業者も、当該密閉形蓄電池の自主回収・再資源化に取り組むことが求められている。

## 指定再資源化製品

（当該製品の自主回収・再資源化が求められる）

パーソナルコンピュータ

密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池、密閉形アルカリ蓄電池、リチウム蓄電池）

## 指定再資源化製品を部品として使用する製品29品目

（部品として使用する密閉形蓄電池の自主回収・再資源化が求められる）

電源装置	コードレスホン	電気かみそり
電動工具	ファクシミリ装置	電気歯ブラシ
誘導灯	交換機	非常用照明器具
火災警報設備	携帯電話用装置	血圧計
防犯警報装置	MCAシステム用通信装置	医療用注入器
電動自転車	簡易無線用通信装置	電気マッサージ器
電動車いす	アマチュア用無線機	家庭用電気治療器
パーソナルコンピュータ	ビデオカメラ	浴槽用電気気泡発生器
プリンター	ヘッドホンステレオ	自動車型電動式がん具
携帯用データ収集装置	電気掃除機	

# リチウム蓄電池による火災事故の発生事例

- 環境省の調査によると、廃棄物処理を行う市区町村等において小型リチウム蓄電池を起因とした発煙・発火事故は年間21,751件（R5年度）。
- リチウム蓄電池に起因する廃棄物処理施設等における火災事故等の被害総額は約96億円（R3年度）（処理施設停止中の他自治体への処理委託費を含む）と推計。

H29	新潟県	新潟市	消防が出動する出火が発生。コンベヤのベルトゴムが損傷。
R2	埼玉県	上尾市	9ヶ月半の稼働停止。難燃性ゴム製ベルト、熱源検知器、散水ノズル増設を含め、復旧工事費約4億7,700万円。加えて、この間の委託処理費約5千万円。
R2	東京都	府中市	大規模火災により、1年半利用施設が利用できなくなった。各種コンベヤ、磁選機、粒度選別機、周辺の電気系統が損傷し高額の修理費用が生じた。修理期間は粗破碎処理のみ行い、職員による手作業で処理を進めた。



発火時の様子(新潟市)



火災当日の様子(上尾市)

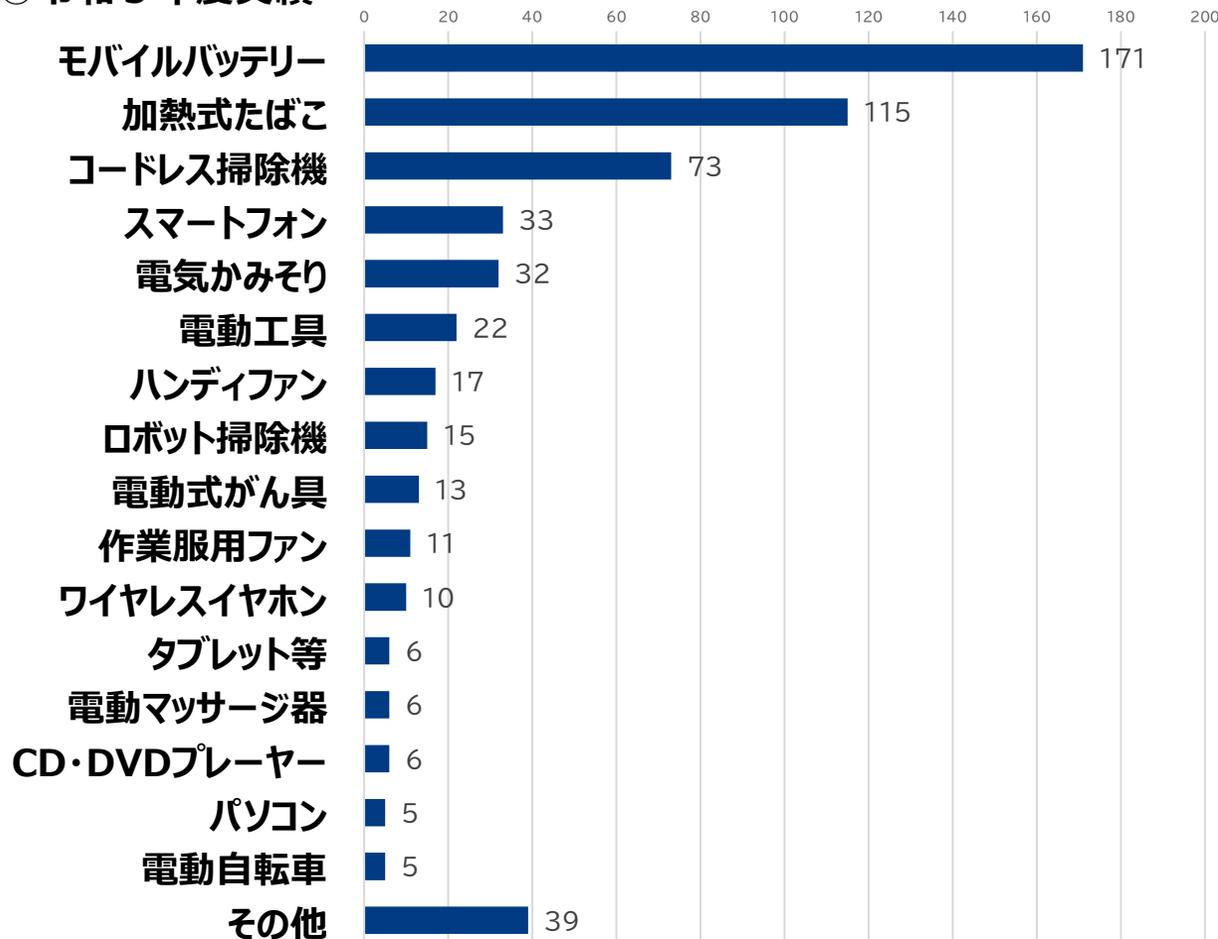


火災で焦げた破碎物コンベヤ(府中市)

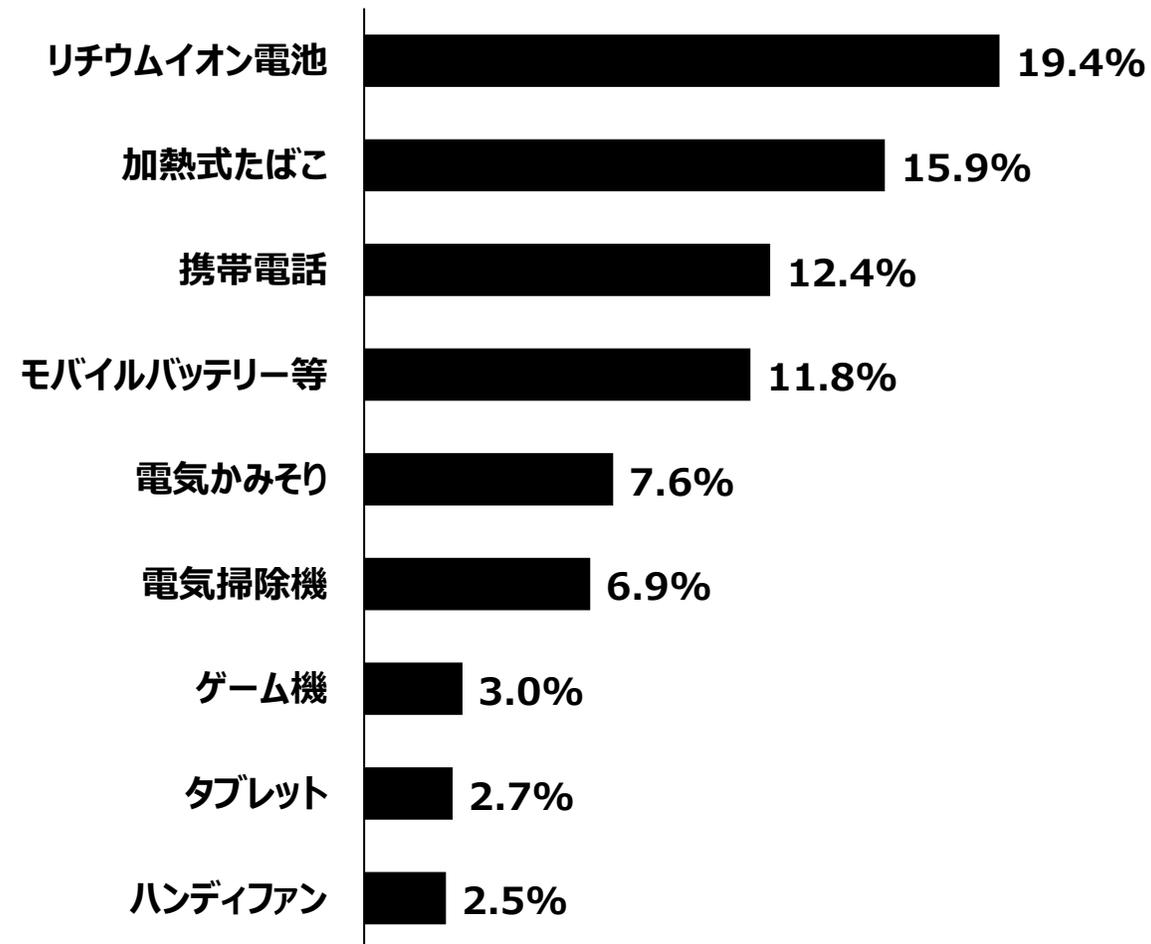
# リサイクル現場等における火災事故等の発生品目

## 火災事故等の発生品目としてあげた市区町村数

○令和5年度実績



## 不燃ごみ等に混入しているリチウム蓄電池関係品目



(左図) 環境省調査：一般廃棄物処理実態調査（令和6年度）

(右図) 総務省調査：リチウムイオン電池等の回収・再資源化に関する調査

※「加熱式たばこ」はデバイスを指す。

# 指定再資源化製品の指定

## 製品の選定

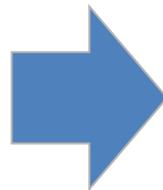
1. **政策的な必要性**：レアメタル等を含む小型リチウム蓄電池の回収量拡大（資源性）、リサイクル・廃棄物処理現場における発煙・発火リスク低減（安全性）。リチウム蓄電池を取り外せない一体型製品での回収体制の強化が必要。
2. **技術的・経済的な対応可能性**：再資源化する技術が存在。販売店での店頭回収等の事業者等自らの自主的な取り組みや一般社団法人JBRC（小型二次電池の自主回収・再資源化を共同で行う団体）による回収が経済的に可能。

→今後、業界ヒアリングを実施した上で、3品目（電源装置、携帯電話用装置、加熱式たばこデバイス）などの品目を新たに指定してはどうか。 ※業界ヒアリングを実施してはどうか。

### 指定再資源化製品（現行）

パーソナルコンピュータ

密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池、密閉形アルカリ蓄電池、リチウム蓄電池）



### 指定再資源化製品（新たに追加を検討）

パーソナルコンピュータ

密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池、密閉形アルカリ蓄電池、リチウム蓄電池）

電源装置

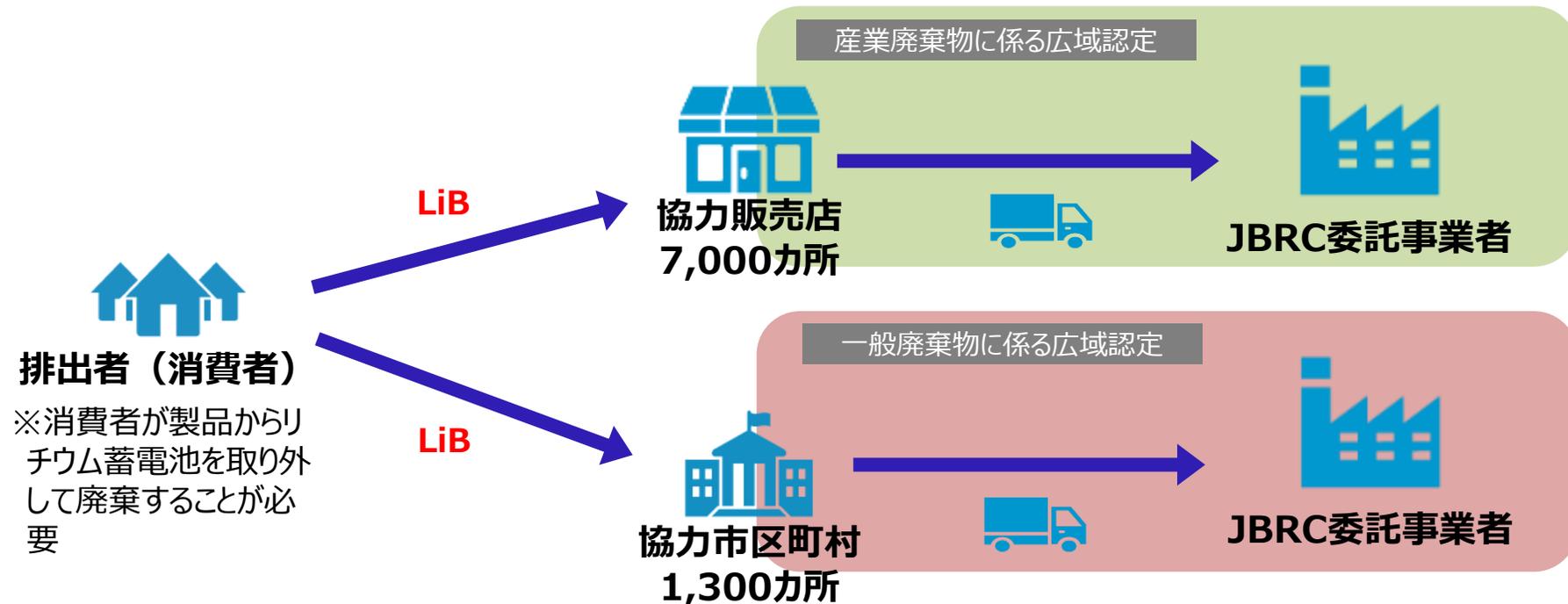
携帯電話用装置

加熱式たばこデバイス

・・・

# (参考) JBRCによる密閉形蓄電池の回収

- 密閉形蓄電池や密閉形蓄電池使用製品のメーカー等が参画し、製造事業者等が自主回収・再資源化を共同で行う団体として、「一般社団法人JBRC」を2001年4月に設立。現在の会員企業は約400法人。
- 電器店やスーパーマーケットなどの協力販売店や市区町村などを回収拠点に、会員企業のリチウム蓄電池を回収・再資源化を実施。



# 業界団体ヒアリングの概要

- 指定再資源化製品の選定に向けて、指定対象製品候補の4業界（電源装置、携帯電話用装置、加熱式たばこデバイス、電気掃除機・電気かみそり）に対し自主回収や製品設計に関するヒアリングを実施。

## 開催概要

【日時】 2025年7月30日 10:00-12:00

【参加業界団体】

- 電源装置：一般社団法人JBRC
- 携帯電話用装置：一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会、一般社団法人電気通信事業者協会
- 加熱式たばこデバイス：一般社団法人日本たばこ協会
- 電気掃除機・電気かみそり：一般社団法人日本電機工業会

## ヒアリング事項

No.	関連トピック	聴取したい点	その目的
1	自主回収	自主回収ルートが整備されている場合、その実施状況。	自主回収ルートの構築に関する取組を把握するため。
2		自主回収ルートが整備されていない場合、今後の実施予定。なお、実施予定がない場合は、その理由。	
3		自主回収を行っている場合、消費者の利便性向上（無料回収や回収店舗の増加等）に係る取組や消費者に対する更なる廃棄時の解体方法や排出方法の説明・周知に係る取組に関する方針。	指定再資源化製品に係る方針を踏まえた業界の認識及びそれを踏まえた対応について把握するため。
4		自主回収の実施を予定している場合、消費者の利便性や認知度の確保に対する取組に関する方針。	
5	製品設計	リチウム蓄電池を取り外しやすくするための易解体性設計の現状。（一体型製品であれば、易解体性設計をしない理由、易解体性設計製品であるということであれば、その内容など。）	「一体型製品」として回収する必要がある製品か、取り外されたリチウム蓄電池として回収することで十分な製品かを把握するため。
6		易解体性設計に対する今後の取組。（現行、易解体性設計製品であるということであれば、更なる易解体性の追求など。）	

# 業界団体ヒアリング結果 – 電源装置・リチウム蓄電池 – (1/3)

1

自主回収ルートが整備されている場合、その実施状況

## モバイルバッテリー（電源装置）

- 2017年4月よりモバイルバッテリーの回収が開始しており、自主回収による適正処理方法を確保。当初の回収量から約30倍ほどに増加している。
  - ✓ 現状会員企業60社以上のモバイルバッテリーを回収。
  - ✓ 全体のリチウムイオン電池回収量（比較的重量がある自転車用は除く。）のうち、モバイルバッテリーは21%の占有率。
  - ✓ 協力店での産業廃棄物としての回収に加え、全国730弱の自治体において一般廃棄物としても回収。

## リチウムイオン電池（リチウム蓄電池）全般

- 回収については、JBRC会員企業のものを対象としており、会員企業以外や変形・膨張した製品の回収は実施していない。
  - ✓ リチウムイオン電池の回収量は直近（2024年）において510tであり、2020年以降から回収量の減少傾向が続いている。理由として、企業独自の自主回収と有価取引の拡大が考えられる。
  - ✓ 会員企業以外の電池のほか、変形・膨張した電池パックの回収は対象外。4月15日の環境省の通知からこれらの対応方法に関する問い合わせが増えている。これらを安全に回収する方法を模索している段階。
  - ✓ 安全性の確保に向けては、ペール缶内部に難燃性の樹脂容器を入れた二重構造化の対応を実施。
  - ✓ 非会員の場合、フリーライダーとなるため受入することができない。PSEマークがついているモバイルバッテリーが会員対象となる。

2

自主回収ルートが整備されていない場合、今後の実施予定

- 一般社団法人JBRCによる自主回収を整備済み。

# 業界団体ヒアリング結果 – 電源装置・リチウム蓄電池 – (2/3)

3

(自主回収を行っている場合) 消費者の  
利便性向上に係る取組や消費者に対する  
更なる廃棄時の解体方法や排出方法の説明・周知に係る取組  
に関する方針

## モバイルバッテリー (電源装置)

- 安全に回収するための取組として、使い切った上での排出の呼びかけを行っているが、より浸透させるために周知の継続が必要である。
  - ✓ モバイルバッテリーは使い切った上で排出することで発火の可能性を低下させるが、放電させる方法はなく、使い切る必要がある。

## リチウムイオン電池 (リチウム蓄電池) 全般

- 一般消費者への周知として、展示会やイベント出典によるPR、マスメディア・コラボ等によるPR、出前授業、各種啓発ツールを実施。直近ではLINEやYouTube等での周知を始めている。
  - ✓ 回収対象品として、電池へのリサイクルマークが付与してある (JBRC会員以外を対象外)。正極活物質等の含有に関する識別表記はJBRC会員には記載いただくように周知。
  - ✓ 一般消費者への周知として、排出者向けハンドブック等の作成の他、展示会や出前授業等のPRを実施。排出方法等について周知。
  - ✓ 直近では、LINEやYouTubeを活用した周知方法も実施。より認知を上げる必要があると認識をしているが、単体での周知も限界があるため、他業界との連携等が必要。
  - ✓ 自治体向けに環境省と協力して、膨張した電池やJBRCとの連携方法等のオンライン説明会を実施予定。

4 (自主回収の実施を  
予定している場合)  
消費者の利便性や認知度の確保に対する  
取組に関する方針

- 一般社団法人JBRCによる自主回収ルートを整備済み。

5

リチウム蓄電池を取り外しやすくするための易解体性設計の現状

- 電源装置は対象外。

6

易解体性設計に対する今後の取組

- 電源装置は対象外。

# 業界団体ヒアリング結果 – 携帯電話用装置 – (1/3)

1

自主回収ルートが整備されている場合、その実施状況

- モバイル・リサイクル・ネットワーク (MRN) を構築し、携帯電話販売店等を利用したスマートフォンやタブレット等の自主回収を実施している。
  - ✓ 業界団体や通信事業者、販売会社が参加しており、全国約8,500店舗での回収を実施。
  - ✓ 平成13年から22年間で約1億5000万台の使用済み端末を回収。70.4%を再資源化し、有効に利活用することを目指している。
  - ✓ 令和5年度においては363万台を回収（前年度実績から15.2万台増加）しているが、高機能化による保管やリユース用売却の一般化に伴い、リサイクル目的の回収台数の回収率は9.4%で、前年度実績から1.2ポイント減少。これは、携帯電話自体の値段が高くなっており買い換えのサイクルが長くなっていること、下取りされたものがリセールされることが増えていること、SIMカードがない状態で家庭で利用する場面も増えてきていることが考えられる。

2

自主回収ルートが整備されていない場合、今後の実施予定

- 一般社団法人電気通信事業者協会と一般社団法人情報通信ネットワーク産業による自主回収ルート (MRN) を整備済み。

# 業界団体ヒアリング結果 – 携帯電話用装置 – (2/3)

3

(自主回収を行っている場合) 消費者の利便性向上に係る取組や消費者に対する更なる廃棄時の解体方法や排出方法の説明・周知に係る取組に関する方針

- モバイル・リサイクル・ネットワークのロゴマークの作成による認知度の向上の他、MRNの内容等についてはホームページ・カタログ・取扱説明書への記載を実施。
- 今後については、自治体への周知協力依頼、専売店等の店頭における買換・解約時の案内を引き続き強化していく。

4

(自主回収の実施を予定している場合) 消費者の利便性や認知度の確保に対する取組に関する方針

- 一般社団法人電気通信事業者協会と一般社団法人情報通信ネットワーク産業による自主回収ルート (MRN) を整備済み。

# 業界団体ヒアリング結果 – 携帯電話用装置 – (3/3)

5

リチウム蓄電池を取り外しやすくするための易解体性設計の現状

- 携帯電話用装置については、安全性の観点からリチウム蓄電池を取り外しやすくするための易解体性設計の対応は困難。

6

易解体性設計に対する今後の取組

- 防水性の観点からリチウム蓄電池を取り外しやすくするための易解体性設計の対応は困難。
  - ✓ 容易な解体設計にした場合、非純正品の電池利用による安全性の問題を懸念。
  - ✓ 取り外しは専用の製造事業者で実施することで安全性を担保することが重要。

# 業界団体ヒアリング結果 – 加熱式たばこデバイス – (1/3)

1

自主回収ルートが整備されている場合、その実施状況

- **2020年より主要メーカー3社による自主回収/リサイクル事業を展開。**
  - ✓ たばこ商材内における加熱式たばこの割合は、約4割まで拡大。そのうち、加熱式たばこの約9割を協会に参画している主要メーカー3社の製品で占有。
  - ✓ たばこ業界独自の流通網を活用し、全都道府県のたばこ販売店（約1,100店）にて無料回収を実施中（主要メーカー3社のうち2社実施）。
  - ✓ 動静脈物流の統合等による経済合理性の担保、豊富な製品知識によるフリーライダー排除対策の利点がある一方で、回収拠点の利便性向上や自治体から回収物の引き取り要請があっても対応できない等の課題がある。
  - ✓ 回収拠点においては、対象製品の判断のための知識や消費者への説明が必要となるため、特定の拠点以外（例えば、コンビニ）での回収は困難。
  - ✓ 加熱式たばこデバイスの廃棄サイクルとしては、利用方法によっても変わるが2年程度が1つの目安になると思慮。
  - ✓ 回収量については現時点で業界全体を把握できていない。
- **指定再資源化に関しては対応が必要と認識し、自治体からの回収もスコープに入れた回収方法の検討が必要**
  - ✓ 適正廃棄に向けて自治体からの回収もスコープに入れた回収促進の検討が必要。
  - ✓ 検討に向けては、規制対象品目（LIB使用製品）を包括的に回収できるスキームの構築、安全性の担保、経済合理性を高めることが必要。
  - ✓ デポジットによる回収方法を想定した価格設定については、個社の判断となるため現状協会としての対応は困難だが、1つの意見として今後検討を実施。

# 業界団体ヒアリング結果 – 加熱式たばこデバイス – (2/3)

## 2 自主回収ルートが整備されていない場合、今後の実施予定

- 一般社団法人日本たばこ協会による自主回収ルートを整備済み。（ただし、2社はたばこ販売店での回収であり、1社は独自の拠点回収。今後回収拠点の拡充を検討。）

## 3 (自主回収を行っている場合) 消費者の利便性向上に係る取組や消費者に対する更なる廃棄時の解体方法や排出方法の説明・周知に係る取組に関する方針

- 製品取扱説明書、各社Webサイトでのユーザー周知を実施。2022年には大手コンビニ7社のレジ画面での啓発を実施。
  - ✓ 適正廃棄の促進にむけては、消費者への周知活動強化が必要であり、主要メーカー各社のユーザー登録を活用したDM送付を検討。
  - ✓ また、認知獲得に向けた反復訴求のための業界を超えた統一コンテンツの整合や消費者利便性が最も高い自治体による回収との連携を高めることが課題。
- 表示については、グローバルで共通で製造をしている事業者もある。IECに規格のない、日本独自のマークを表示することは時間がかかる等問題がある。
  - ✓ 上記の解決に向けては、関係省庁や業界団体等と引き続き協議を実施。

## 4 (自主回収の実施を予定している場合) 消費者の利便性や認知度の確保に対する取組に関する方針

- 一般社団法人日本たばこ協会による自主回収ルートを整備済み。

# 業界団体ヒアリング結果 – 加熱式たばこデバイス – (3/3)

5

リチウム蓄電池を取り外しやすくするための易解体性設計の現状

- 安全性の観点からリチウム蓄電池を取り外しやすくするための易解体性設計の対応は困難。
  - ✓ プラスチック部分を含めたデバイス全体での安全性の確保を実施しており、容易な解体設計にした場合、非純正品の電池利用による安全性の問題を懸念。

6

易解体性設計に対する今後の取組

- 現時点で易解体性設計に関する取組は確認できておらず、安全性を優先している状況。

# 業界団体ヒアリング結果 – 電気掃除機・電気かみそり – (1/3)

1

自主回収ルートが整備されている場合、その実施状況

- 一般社団法人JBRCの回収ルートを活用した密閉形蓄電池等の自主回収を実施。
  - ✓ JBRC会員企業での密閉形蓄電池については、JBRCの回収ルートを活用した回収を実施。
  - ✓ 回収に向けては、対象製品から密閉形蓄電池の取り外しが必要。

2

自主回収ルートが整備されていない場合、今後の実施予定

- 一般社団法人JBRCによる自主回収ルートを整備済み（密閉形蓄電池の取り外しが必要）。

# 業界団体ヒアリング結果 – 電気掃除機・電気かみそり – (2/3)

3

(自主回収を行っている場合) 消費者の利便性向上に係る取組や消費者に対する更なる廃棄時の解体方法や排出方法の説明・周知に係る取組に関する方針

- 適切な回収に向けては、電池の取り外しが重要であり、製品自体への表示や取扱説明書での記載を実施している。
  - ✓ 「家電製品の小型二次電池使用機器の表示ガイドライン」(一般財団法人家電製品協会)に沿った電池識別マークを製品本体に表示。可能な限り、リサイクルのお願い「電池はリサイクル」の表示も実施。
  - ✓ 電力量の表示は、いくつかの製品については表記を実施しているが、今後見やすさについて検討。
  - ✓ 製品への表示は、その製品の記載可能スペースや形状等によって変わってくる。製品によってはリサイクルマークのみの記載となっている場合もある。判断基準は各社に委ねている。
- 一般消費者の「密閉形蓄電池が使われていること自体の認知が低い」ことが実態として確認できており、今後はデジタルメディアを活用したプッシュ型周知強化を実施。
  - ✓ 過去の調査により、「密閉形蓄電池が使われていること自体の認知が低い」が確認できており、今後さらなる周知が必要。
  - ✓ 今後の周知に向けては、デジタルメディアの活用を検討しており、主要メーカーでのWebサイトでの情報・注意喚起の発信、メーカー会員へのメルマガ配信、公式SNSへの投稿等について、主要メーカーが同時期に発信することで、情報拡散や認知向上に取り組む。現状はまだ行っていないが、2~3か月程度あれば準備は可能なため、年度内には実行を予定。頻度は効果を見ながら検討。
  - ✓ その他、家電流通法人と調整を実施し、充電式家電製品の店頭展示場所に注意喚起チラシなどの設置を要請。
  - ✓ 膨張した電池等、JBRCが回収できない電池については自治体での対応、もしくは消費者から専門の業者への排出を想定。

# 業界団体ヒアリング結果 – 電気掃除機・電気かみそり – (3/3)

4

(自主回収の実施を  
予定している場合)  
消費者の利便性や認  
知度の確保に対する  
取組に関する方針

- 一般社団法人JBRCによる自主回収ルートを整備済み。

5

リチウム蓄電池を取り  
外しやすくするた  
めの易解体性設計の  
現状

- 製品から密閉形蓄電池を取り外し易い構造として、電気かみそりでは一般に市販されている工具（ドライバー、ニッパー）での安全な取り外しが可能。
  - ✓ 防水性能を担保するため密封構造を採用していることで、電池を取り外す際は複数の手順が必要であるが、一般に市販されている工具（ドライバー、ニッパー）での取り外しが可能。
- 電気掃除機では、電池が着脱式（工具不要）の製品ラインアップを拡充。
  - ✓ 電池を交換しながら製品を長期で使用するため、各社での着脱式の製品が拡充。
  - ✓ 一方で、非純正充電機による事故が増加しており、今後はこれらに関する周知強化も必要。

6

易解体性設計に対す  
る今後の取組

- 商品の設計変更に関しては、各社の商品戦略に関わる部分のため具体的な取り組み年数に関する言及は困難。
  - ✓ 製品に関しては、1～2年程度でマイナーチェンジを行いながら、5～6年程度でモデルチェンジを実施。そのタイミングで易解体設計が進むと想定。

# WG委員所感

## ● 製品指定の考え方

- ✓ 一体型製品については、使用者の安全性が重視されており、易解体性設計は難しく、製品としての回収促進をするために指定再資源化製品としての追加が必要。
- ✓ 易解体性設計に取り組んでいる製品は、使用者がより取り外しやすいよう更なる易解体性設計の追求や使用者への効果的な周知方法など工夫し、回収の促進を図ること。
- ✓ リチウム蓄電池を使用する小型ファン付き製品（ハンディファン、ファンつき衣類）やワイヤレスイヤホンなど、火災リスクの高い他の製品指定の検討も必要。

## ● 自治体との連携

- ✓ 使用者が廃棄しようとした場合、基本、一般廃棄物として排出されることとなるため、自治体と連携して、消費者に対する周知・啓発を行うことが重要。
- ✓ 自治体においても、人・予算が不足している状況であることを踏まえ、廃棄された製品の取扱いに関する情報や技術の提供など必要な協力を行うこと。

## ● 事業者による取り組み

- ✓ 発火するおそれのない安全な蓄電池の開発や、廃棄時に放電の確認が出来る仕組みの開発にも取り組んでほしい。
- ✓ リサイクル事業者等との動静脈連携による回収・再資源化の促進に取り組むこと。
- ✓ 消費者にリチウム蓄電池が内蔵されている製品であることが分かりやすいよう統一した名称や表示に取り組むこと。
- ✓ 加熱式たばこデバイスについては、日本たばこ協会において、業界全体として自主回収を促進するよう取り組むこと。

## ● その他

- ✓ 火災リスクの高い製品を指定するのであれば、容量（mAh）と電圧（V）のみでなく、電力量（Wh）の表示がある方が望ましい。飛行機の機内持込ルールでも電力量が採用されており、最近では基準を超過するモバイルバッテリーなども出始めている。
- ✓ 資源有効利用促進法による自主的な取り組みには限界があり、EUの欧州電池規則のような包括的かつ義務的な回収・リサイクル制度の検討が必要。

# 指定再資源化製品の指定について

- 指定再資源化製品として、電源装置、携帯電話用装置、加熱式たばこデバイスを指定。

## <指定の考え方>

指定要件	電源装置	携帯電話用装置	加熱式たばこデバイス
①政策的な必要性 ・レアメタル等を含む小型リチウム蓄電池の回収量拡大（資源性） ・リサイクル・廃棄物処理現場における発煙・発火リスク低減（安全性） ・リチウム蓄電池を取り外せない一体型製品での回収体制の強化の必要（※）	一体型製品での回収体制の強化の必要性有り	一体型製品での回収体制の強化の必要性有り	一体型製品での回収体制の強化の必要性有り
②技術的・経済的な対応可能性 ・再資源化する技術が存在 ・販売店での店頭回収等の事業者等自らの自主的な取り組みや一般社団法人 J B R C（小型二次電池の自主回収・再資源化を共同で行う団体）による回収が経済的に可能	技術的・経済的に対応可	技術的・経済的に対応可	技術的・経済的に対応可

（※）リチウム蓄電池を取り外せない一体型製品：家庭からの排出時におけるリチウム蓄電池の取り外し易さの観点

# 生産量又は販売量の要件について

- 勧告・命令の対象となる生産量又は販売量の要件について、以下のとおり定めることとしたい。

指定再資源化製品	勧告・命令に関する生産量又は販売量の要件	考え方
電源装置	千台	現行資源法（指定再資源化製品（リチウム蓄電池）を部品として使用する製品）において、電源装置の場合、1000台が要件となっている。
携帯電話用装置	一万台	現行資源法（指定再資源化製品（リチウム蓄電池）を部品として使用する製品）において、携帯電話用装置の場合、1万台が要件となっている。
加熱式たばこデバイス	三十万台	主要加熱式たばこ商材メーカー3社（シェア約9割）をカバーする水準。

# 制度の点検の方向性

- 2026年4月1日の改正資源法施行後も、本委員会での議論を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを実施していく。点検の方向性は以下のとおり。
- ✓ **対象製品：**
- **電気掃除機・電気かみそり**については、易解体性設計によりリチウム蓄電池を取り出しての回収を促進する方針であり、その回収の促進や易解体性設計の追求に係る取り組み状況等について、今後、定期的に経過観察を行い、その状況等を踏まえつつ、指定の必要性を検証することとする。
  - **ハンディファン等その他のリチウム蓄電池使用製品**については、リサイクル現場等における火災事故の原因調査の結果等を踏まえつつ、製品の流通実態の把握等を行い、指定に係る検討を行うこととする。

# 今後のスケジュール

- 改正資源法の円滑な制度開始に向けた、小委員会と下部WGの役割分担は下記のとおり。
  - ・ 小委員会：製品指定の考え方を踏まえた具体的な指定製品の決定、制度の点検・見直しの実施
  - ・ 下部WG：判断基準等の省令事項の決定
- 下部WGでの詳細な制度設計に係る議論については、業界の声も踏まえながら丁寧に検討していく。

## スケジュールイメージ

- 8月12日 第12回資源循環経済小委員会【指定脱炭素化再生資源利用促進製品、指定再資源化製品の指定製品の決定】  
⇒パブリックコメントを経て10月に政令（改正資源法施行令）を公布予定
- 8月27日 CEコマースWG【判断基準省令の決定予定】
- 9～12月 脱炭素化再生資源利用WG【判断基準省令、計画様式省令の決定】  
指定再資源化製品WG【判断基準省令、認定自主回収・再資源化計画省令の決定】※環境省と共同開催予定  
設計認定基準WG【資源有効利用・脱炭素化設計指針の決定】

※必要に応じてそれぞれ複数回WGを開催予定。